

令和7年第1回定例会補正予算

令和7年度一般会計補正予算(第1号)

・ 補正予算概要	10	ページ
・ 補正予算比較表	11	ページ
・ 事業概要調書	12	ページ

令和7年度補正予算概要

◇ 一般会計（第1号）

補正前予算額 125,830,000千円に 472,162千円を追加し、
総額 126,302,162千円 とする。

◎ 歳入

○ 国庫支出金		1,339,872 千円
・ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金追加	1,433,320 千円	
・ 学校施設環境改善交付金減(小学校費補助金)	△ 59,106 千円	
・ 学校施設環境改善交付金減(中学校費補助金)	△ 34,342 千円	
○ 繰入金		△ 218,310 千円
・ 施設整備基金繰入金減	△ 218,310 千円	
○ 市債		△ 649,400 千円
・ 小学校施設整備事業債減	△ 431,000 千円	
・ 中学校施設整備事業債減	△ 218,400 千円	
歳入合計		472,162 千円

◎ 歳出

歳出の中の◎は、事業概要調書があるものを示しています。

○ 総務費		1,433,320 千円
◎ 定額減税補足給付金(不足額給付)支給事業	1,433,320 千円	
○ 教育費		△ 961,158 千円
・ トイレ改修工事監理委託料減(小学校施設維持管理費)	△ 43,362 千円	
・ 施設改修工事減(小学校施設維持管理費)	△ 591,679 千円	
・ トイレ改修工事監理委託料減(中学校施設維持管理費)	△ 18,018 千円	
・ 施設改修工事減(中学校施設維持管理費)	△ 308,099 千円	
歳出合計		472,162 千円

○令和7年度 補正予算比較表

(単位:千円)

会 計 名	予 算 額		比 較	備 考
	補正前	補正後		
一 般 会 計	125,830,000	126,302,162	472,162	

新規事業概要調書

一般会計

経営企画部 経営企画課

款 2	項 1	目 14	説明 06 定額減税補足給付金費		
事業名		定額減税補足給付金（不足額給付）支給事業			
事業費総額		1,433,320 千円			
総合計画の体系		章 人と人との絆 を紡ぐまち	節 地域福祉	基本方針	安心・安全に地域で生活できる環境づくり
コード	123				
根拠法令等		物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（国）			
<p>①事業の概要（事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等）</p> <p>本事業は、令和6年度に実施した定額減税補足給付金（調整給付）支給事業（以下、「当初調整給付」という。）の支給額に不足が生じる者に対し、追加で給付金を支給するものである。 （国補助：補助率 定額）</p> <p>【実施概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象：当初調整給付に際し、令和5年所得等を基にした推計額を用いて算定したことなどにより、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で差額が生じた者等 ・見込数：42,400人 <p><実施スケジュール></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年4月～5月：業務委託契約締結 ・令和7年6月：対象者抽出、コールセンター等設置 ・令和7年8月：確認書等の発送 審査、支給決定通知発送及び支給 <p>②他自治体の類似する政策等（他の自治体の類似する政策等との比較検討） 他の自治体においても、同様の事業を実施する予定である。</p>					

③市民参加の実施の有無とその内容 なし				
歳入	款	款名称	科目名称	予算額(千円)
	16	国庫支出金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	1,433,320
	計			
歳出	節	細節	細節名称	予算額(千円)
	3	04	時間外及び休日勤務手当	3,500
	8	02	普通旅費	85
	10	01	消耗品費	55
	10	03	印刷製本費	24
	11	01	通信運搬費	351
	11	02	手数料	7,205
	12	51	定額減税補足給付金支援業務委託料	172,100
	18	71	定額減税補足給付金	1,250,000
	計			
翌年度以降の見込み額（現時点での概算額であり、今後変更もある）				
	令和8年度(千円)		令和9年度(千円)	令和10年度(千円)
歳入				
歳出				
⑤その他（その他必要事項及び添付資料） 添付資料 ・定額減税補足給付金（不足額給付）概要				

《定額減税補足給付金（不足額給付）概要》

不足額給付Ⅰ

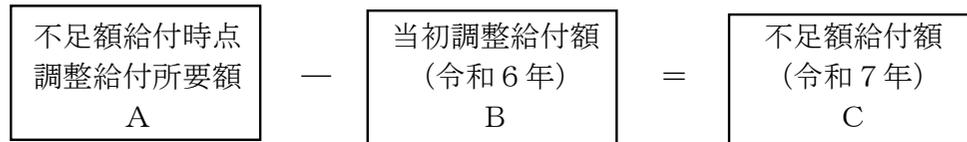
例：片働きの夫婦が令和6年6月1日にこどもを出生したケース

<不足額給付時点> A

- ・ 所得税における定額減税可能額 = 3万円 × 3 (人) = 9万円 (R6. 12. 31時点)
- ・ 個人住民税における定額減税可能額 = 1万円 × 2 (人) = 2万円 (R5. 12. 31時点)

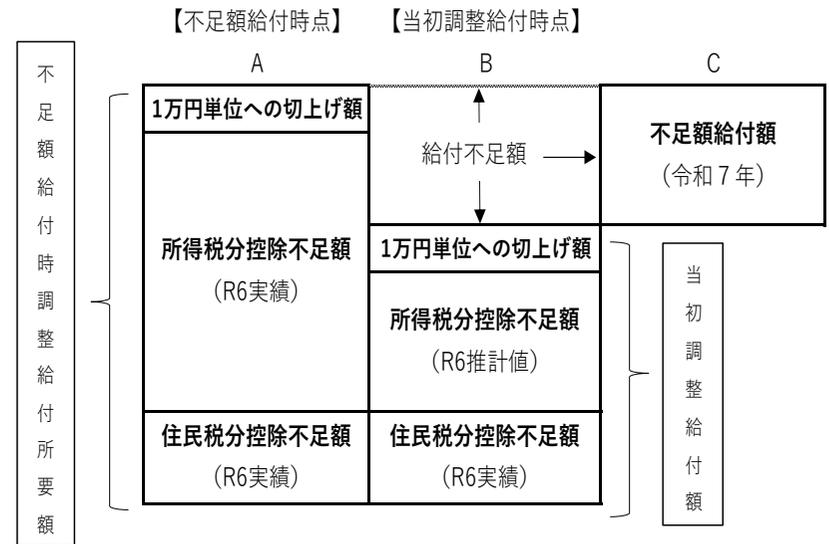
<当初調整給付時点> B

- ・ 所得税における定額減税可能額 = 3万円 × 2 (人) = 6万円 (R5. 12. 31時点)
- ・ 個人住民税における定額減税可能額 = 1万円 × 2 (人) = 2万円 (R5. 12. 31時点)



<例の不足額給付額>

$$A : 11万円 \quad \text{—} \quad B : 8万円 \quad \text{=} \quad C : \underline{3万円}$$



その他の不足額給付額が生じる例

- ・ 令和6年推計所得 > 令和6年確定所得 (所得の減等) (所得税額の減)

不足額給付Ⅱ

【給付対象】

以下のいずれの要件も満たす者

- 所得税及び個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ (本人として、定額減税の対象外であること)
- 税制度上、「扶養親族」対象外 (青色事業専従者・事業専従者 (白色)、合計所得金額48万円超の者) (扶養親族等として、定額減税の対象外であること)
- 低所得世帯向け給付 (R5非課税給付等、R6非課税給付等) 対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない (一体措置の上で低所得世帯向け給付対象でないこと)

【給付額】

原則4万円 (定額)

出典：内閣府地方創生推進室通知「令和6年度補正予算の成立を踏まえた「重点支援地方交付金」の取扱い等について」(令和6年12月17日)別添4